

大島ダイビング連絡協議会会則

2009/3/31 最新

(1) ビーチダイビング

- ①決められた、ポイントを厳守する事。
- ②駐車スペースを守り、有効に利用する事。
- ③ガイドロープ使用時には、EX者が優先する事とする。
- ④秋の浜のハシゴ利用時(混雑時) EXは1グループ1列とする。
- ⑤グループリーダーは、ゲストの行動を管理し水中生物にダメージを与えたり、触れたりしないようにする事。
- ⑥来島者グループに対しては、利用しているサービスがオリエンテーションを行なう事。
- ⑦赤旗(潜水禁止)を掲示する時は、海況状況を判断し、担当サービスが決めて掲げる。協議会会員はそれに従う事。
- ⑧ダイビング時には、ポイントに備えてある国際信号A旗を最初に入る者が揚げ、最後に上がった者がA旗を下げる事。
- ⑨セッティング場所では、機材を広げ過ぎず整理整頓に気を付ける事。
- ⑩秋の浜の子供用プールは使用禁止とする。
- ⑪ゴミは持ち帰る事。
- ⑫王の浜の夏季は午前10時より午後3時までは利用できない。
(7/20～8/31頃。詳しい内容は利用しているサービスに問い合わせ。)

(2) ボートダイビング

- ①ダイバー個人に、浮上用フロートを携帯させる事。
- ②ダイバーが浮上する時は、水面下5mで浮上用フロートを水面に上げ、3分間の安全停止をし、浮上する事。
- ③船からの緊急サイン(ハシゴを3回連打)を確認したダイバーは、全員同時に浮上する事。
- ④船舶には、潮流及び風に備えてカレントラインを用意する事。
- ⑤船長と潜水時間の打ち合わせをする事。
- ⑥緊急時に備え、携帯電話を携帯する事。
- ⑦船上では、船長の指示に従う事。
- ⑧水中に関しては各リーダーの指示に従う事。
- ⑨港湾内での駐車及びセッティングは定められた場所で行なう事。
- ⑩船長に乗船者の名簿を提出する事。

(3) ナイトダイビング

- ①ケイカイについては、年間を通じ開放。
- ②野田浜については、年間を通じ開放。
(ただし、タカベ漁を再開した場合には漁協と協議のうえ行う事)
- ③秋の浜については、エビ網漁解禁日から20日間禁止とする。
(4月頃・10月頃の2回。詳しい時期は、利用サービスに問い合わせ。)
(網をかける時間、14時から15時30頃は注意する。)
- ④ナイトダイビング時は、必ず沖から見て分かるようにライトまたは点滅ライトを設置する事。
- ⑤秋の浜利用時には最後に上がった者が、トイレの電気を消す事。

※ダイバーは、魚介類を一切採取してはならない。